

倭国から日本国へ王朝交代の仮説理論

「蝶の雑記帳 93」

この稿は、前著『倭国はここにあった 人文地理学的な論証』を受けて準備中の書物『日本国はどのようにして成立したか 王朝交代規範からの推論』の第Ⅱ章である。第Ⅰ章「日本列島における国家形成をめぐる問題」は「蝶の雑記帳 92」に収録。

第Ⅱ章 倭国から日本国へ王朝交代の仮説理論

第6節	中国で形成された王朝交代規範	52
第7節	国号と王号から『記・紀』を探る	64
第8節	王号と年号が明かす秘密	81

第6節 中国で形成された王朝交代規範

今や、倭国から日本国への国家体制の移行を解明することが新たな課題として浮上した。これまで正面から取り組まれたことのない問題を考察しなければならないのである。初学の者には、探求の糸口を探すことから始めるしか方法がない。日本列島の古代社会がそこに置かれて強い影響を受けた東アジアで、国家体制の変更はどのように起きたかを学習して参考にすることにしよう。

世界のどこでもそうだったが、東アジアでも、古い国家は統率者である王の（強弱さまざまの）支配権が及ぶ領域を意味し、一定の支配の形式があった。しかし、いかなる支配も時間が経てばさまざまな要因によって力を失い、国家のシステムは機能しなくなる。そして、新たな支配権を打ち立てる王が出る。つまり、王朝が交代し国家が交代することになる。国家の統治や制度は慣習となって次代の政治に影響を及ぼすが、東アジアで最初に文明の興った中国ではそれが積み重なり、歴史を几帳面に書き記す伝統ができたこともあって、記録された国家の制度や統治は後代の範例となっていく。新たに王権を打ち立てようとする際にも、既存の王権移行の方式を範例とすることによって正統性を得ようとするが行なわれた。遅れて国家を形成した周辺地域でも、先進の中国の政治制度や観念を手本とすることが行なわれたから、それを学習することは、日本列島での国家移行の問題を探求す

るのに役立つと期待できる。

BC90 年代に司馬遷が編修した『史記』は、古代中国の人々の思想も包みこんだ歴史書である。それが、後代の中国で、さらには東アジアで、人々の言論・行動にまで影響するようになった。今考えようとしている政治体制にかかわることがらも例外ではない。『史記』「本紀」は、神話的な伝説で始め、帝位が堯→舜→禹と順に禅譲されたという伝承につなぐ。禹は夏王朝の始祖とされるが、現在では「夏という国」は実在しただろうと考えられるようになった。その夏は殷王朝の始祖湯王に滅ぼされ、殷(商)という国は周王朝の始祖武王に滅ぼされ、というふうに歴史は続く。よく知られたことを書きとめているのは、中国での王朝交代の基本方式となる「禅譲」と「武力による新王権の確立」の二つが初めてそこに記されているからである。

周の封建的支配が衰えて、BC770 年ころから春秋・戦国と呼ばれる時代になる。規模の大きな侯国は国に当たり、その王家の交代も参考になるけれども、それは省略しよう。戦国時代の諸侯国の競い合いは最終盤には七国のせめぎあいになったが、BC221 年、西部の大国秦が中国を統一して帝国となった。これが、中国という大きな統一国家の始まりである。これ以後中国に成立する帝国は秦帝国が獲得した最大版図を支配することを目指し、王朝が興亡する。

i. 前漢から新への移行

統一を果たした秦は、その政治体制が定着する前に反乱によって崩壊した。以前の戦国諸国の再現のような戦乱を制覇したのは、西楚の霸王項羽によって辺境の漢中に封じられていた劉邦である。元は庶民だった彼は、帝国の国号を漢とした。国家樹立の正統性を漢王だったことに置いたのである。漢帝国はおよそ200年間続いて中国の国制は定着することになった。しかし後期になるほど体制はゆるむ。帝位継承に皇太后が介入して無軌道になり、外戚が取り立てられるなど、宮廷での権力争いの中で、政権内で利己的な権限の行使が続いて権力機構を不全にした（同様なことがのちの王朝でも起きて衰亡の一因となる）。漢の晩期の政権で勢力をふるったのは第11代成帝の母后（第10代元帝の皇后）を出した王氏一族だったが、帝室の衰弱をついて帝位を奪取することが起きる。王権が強くなって制度の整った時代の王朝が交代するのに、『史記』に記されたような理想化された禪譲は起こらない。現実に起きたのは強制して位を譲らせることであった。

王莽の帝位奪取は後代に続いた“禪譲”の先例となったので、それを追跡しよう。壮年になって新都の侯に封じられた王莽は外戚の一人として出世した。哀帝が亡くなると、王氏の出の太皇太后が王莽と図って寵臣の保持していた皇帝の印璽と綬を奪取して権力を掌握する。これはクー・デターに近い。九歳の皇帝を擁立し太皇太后が朝政を代行する称制を

採用し、政治は大司馬に任命された王莽に委ねられた。

王莽をよく知られた高名な古人になぞらえて権威づける演出がつつぎつつぎに実行される（『漢書』『王莽伝』には、帝位に就くまでに出示されたおびたしい文書が掲載されている。古い典拠をちりばめたそれらの文章は『漢書』に記載されたことで、後世の政治でも手本として利用されたように見える）。辺境からの白い雉（のちには鳳凰や犀）の献上も彼の威徳のせいだとされ、彼を誉めて位を上げる詔書が出れば辞退することを二、三度くりかえし、いつのまにか位が上がっていく（これらの手順も後世に応用された）。ついには臣下としては最高の地位に昇りつめ、天子の師である「太傅」、漢家を安んずるという意味の「安漢公」の称号を受けた。娘を皇帝の皇后にすると大赦まで行なった（宰相の名称を古代の聖人にちなむ名に変えるなどの権威主義が見られる）。皇帝の権威を示す車馬・衣服など九錫の使用が許されれば、権力が少年の皇帝にではなく王莽にあることはいよいよ明白になる。

その皇帝が14歳で死ぬと、太皇太后が皇帝代行者（称制）のまま、劉氏の2歳のこどもを後継者として皇太子の地位にとどめ（皇帝にはせず）、王莽には「摂皇帝」の称号が送られた。AD6年、自身を周公旦になぞらえて「居摂」と改元。皇帝であるかのように古例に倣った祭祀も執り行なった。対抗する皇帝を立てる反乱は鎮圧された。王莽の帝位就任に向けて預言書などの策を弄したことが『漢書』『王莽伝』には書かれている。王莽の子の新(都)侯安の爵位を公に昇格させ

て、王朝を世襲するための準備も行なわれた。さらに、天下に対し「仮皇帝」としてふるまう立場になり、AD8年、居摂三年を初始元年と改める。そこに、「漏刻、百二十を以って度と為し、天命に応じ…」と上奏して裁可されたことが書かれている。「天命」という言葉は易姓革命の意図をほのめかしているのだが、ここに「漏刻」が「天命」といっしょに現われていることにも留意しておこう。時間を計る漏刻は、天命に応じるという抽象的な観念を具象化する機器としてあり、漏刻の置かれたところに時間を統べる天子がいることを表示する器具なのである。さて、新たに始めるという意味をこめた初始元年のうちに、作為的な預言書に従って王莽は国号「新」の皇帝になった。

ii. 後漢から魏への移行

倭国から日本国へ移行するとき内戦が起きた形跡はない。だから、王莽の統治が混乱に陥ってから、動乱を平定して劉氏の劉秀が漢（後漢）を再建するまでの出来事に注目する必要はないだろう。次に参考になるのは、後漢が三つの帝国 魏・呉・蜀へ移行した時代である。この移行は、黄巾の乱と続く動乱の中で曹操が後漢の皇帝を擁して戦争を勝ち抜きながら魏国を興して起きたので、「武力による新王権の確立」の様相をもっているが、後漢から魏への王朝の交代は王莽による漢から新への移行を前例として実行された。それは、王莽の下で識者の開発した「禪讓」方式を範例とするのに寄与

したとすることができる。

後漢から魏への禪譲をくわしく見ておくことは、倭国から日本国への国家体制の移行の痕跡を探るのに役立つだろう。

『漢書』の「伝」として書かれた「王莽伝」よりも、『三国志』「魏書 武帝紀・文帝紀」の方が、別の王家が上位の皇帝から権力を奪取して新国家を樹立する過程を見るのに適しているからである。その段階的な過程を表示する目立った動きを抜き出して表2に整理してみよう（ページをまたぐ表2のタイトルは先頭に掲げる）。

表2 『三国志』「魏書 武帝紀」の抜粋

- 184 年 黄巾の乱が起きる。
- 190 年 董卓が前年に擁立した献帝を洛陽から長安へ移した。
- 195 年 献帝が乱を逃れて洛陽に帰還。献帝は曹操の保護下に。曹操は侯に封じられ大將軍・宰相(録尚書事)に任じられた。都を荒廃した洛陽から許に移すが、動乱は続いている。
- 200 年 曹操が強敵袁紹を破り、群雄に対して優勢となる。
- 204 年 曹操は、袁紹の旧領冀州の長官となり要衝の鄴を本拠地とする(戦国時代の魏の地)。周辺地域を平定していく。
- 208 年 漢の最高官職を変更して曹操は丞相になった。黄河以北を支配下に置いて圧倒的勢力となる。南部へ侵攻したが赤壁の戦いに敗れる。以後も漢の領土を広げたが、南部と西部の完全制圧に至らず、孫権と劉備が支配を固めていく。
- 212 年 帶剣上殿の特権を許される。
- 213 年 丞相のまま魏公の地位に昇り、九錫を授けられ、天子と同等の衣服・冠を贈られた。魏は丞相・卿・百官を設置す

ることを許され、社稷と宗廟も建てて一つの国になった。
宮殿(金虎台)も建てた。三人の娘が献帝の妃にされた。

214 年 正月天子がするように籍田を耕した。魏公の位を諸侯王の上に置き、改めて金璽・冠を授けられた。天子の用いる旗を立て、宮殿に鐘虚(鐘を吊る台)の設置を許された。

215 年 娘の一人が皇后になった。独断で諸侯・太守・国相を任命する権限を得た。後漢で初めて六等級の爵位を制定。

216 年 魏公から魏王に昇格(後漢で劉姓でない者が王になった例はない。王莽の前例に倣い三度辞退した)。娘は公主と呼ばれるようになり、曹氏は劉氏の帝室に準じる王家となった。

217 年 皇帝と同じ冠をつけ、天子の旌旗を用い、お召車など、曹操は皇帝と同格であることを表示できるようになった。子の曹丕が魏の太子とされ、公式に王家の後継者となる。

220 年 曹操はこの年戦場から洛陽にもどり、そこで死んだ。

曹操が魏王になりさらに権威が高められていった経過を中心に整理したが、「武帝紀」の大半は、曹操が諡号武帝にふさわしく戦いに明け暮れ、漢帝国の領土を回復しながら自分の魏国を築いた記述に充てられている。196 年に「建安」とされてから 25 年間改元は行なわれなかった。曹操は、摂皇帝になる前の王莽と同等の権力と権威を獲得したけれども、慎重に、仕えた漢の皇帝を廃することをせず。禅譲は子の曹丕の代に実行された。それを表 3 にまとめてみよう。

表 3 『三国志』「魏書 文帝紀」の抜粋

曹操が亡くなると、曹丕が漢の丞相と魏王の位を継いだ。元号を延康に改めた。

220 年 三月に黄龍、四月に白雉が見つかった記事がある。王者が出現する吉祥とする世論づくりが行なわれたのだ。曹操の父母を太王・太王后と称するようにし、王子曹叡を武德侯にした。曹氏の王家は皇帝に準じることが確認され、後継者に爵位を与えて次の段階への準備がなされたのだ。

魏王曹丕が軍の観閲式を行なったという記事の註に、「公卿が儀式に列席し、王は天子の使うのと同じ車に乗った」と記す『魏書』が引用されている。魏王は天子のように行動している。八月には鳳皇が集ったという記事がくる。

十月、漢帝から魏王への譲位が記されるが、記述は以下のように簡単である。「漢帝が、衆望が魏にあるとし、公卿たちを召して(漢の)高祖の廟で祭祀を行ない、使者を派遣して(魏王)に印綬を授けて譲位した」、その詔勅の短い文を記したあと、(魏王の側でも)「壇をつくって昇り踐祚した。儀式には百官が陪席し、降壇すると火を焚いて天を祀る儀礼を行なった」という記述だけである。そして、年号を延康から黄初に改め、大赦を行なったと書く。

十一月、前帝の献帝を山陽公にし、その子たちに列侯の爵位与え、それなりの処遇をしたことが記される(禅譲後、献帝は殺されなかった)。曹操(とその王后および父母)の称号にある王が皇帝に改められた。王朝の交代が完成したのである。

十二月、洛陽が都とされる。

221 年 春正月、天地を祭り明堂の祭礼を行なった。四日、東郊で太陽を祀った(これらは天子の礼。ここの註に、「礼」では天子が春分に日を祭り秋分に月を祭ることになっている、とある)。新王朝の統治が始まったのである。

註を加えた裴松之は、禪譲の際の前帝からの詔書とそれを受けた魏王からの文書など、本文をはるかに圧倒するほど多くの文献から引用している。それを見ると、王莽のときのように、文章家が知恵をしぼって禪譲を飾ろうとしたあとが見える。これに対し、『三国志』を編修した陳寿は、上のように禪譲を簡潔に記述して飾らなかった。一つの見識だろう。ちなみに、南朝宋の時代に『後漢書』を編修した范曄は、後漢の歴史を記述しているからでもあるが、「献帝紀」で、「曹操自為丞相」と書き、曹丕が帝位に就くところでも「魏王丕称天子」と表現した。孫権・劉備に対しても同様に書く。

iii. 唐までの王朝の交代

魏は帝国となったが、蜀と呉が対抗して皇帝を称した。敵対国があるときには、軍事的な平穏がないから、兵権をもつ者が有力となる。蜀を併合した魏は、クー・デターで実権を掌握した司馬氏の晋によって禪譲のやり方でとって代わられた。このときも、退位した魏の皇帝は殺されなかった。

晋は呉も併合して中国を統一し、しばらく統治したがやはり国が乱れ、異民族によって倒された。華南で、再建された東晋から宋・齊・梁・陳まで禪譲によって国が交代し、華北でも、五胡十六国のあと統一を果たした北魏が分裂したあとの王朝交代もやはり禪譲方式だった。南朝陳を滅ぼして中国を統一した隋もまもなく乱れ、禪譲方式で唐にとって代わられた。晋以後の王朝交代は同じく禪譲と呼ばれるけれども、譲位した前王朝の皇帝はみな殺された。

以上が、倭国から日本国へ移行した時代に範例とすることのできた中国の国家交代である。

iv. 朝鮮半島の王国

朝鮮半島では、中国東北部に近い高句麗が最初に発展し、早くから王がかなりの地域を統率する一つの国ができた。

『後漢書』『東夷列伝』が、王莽のとき高句麗王を侯とし、光武帝が王号を与えた、と記している。南部の馬韓・辰韓・弁韓は、『三国志』『魏書 烏丸鮮卑東夷伝』でまだ多くの国々に分かれていたと記述される。似た状況にあった倭国では金印を授かった王が出たから、倭国の方に韓の諸国よりも政治的統合の条件があったのかもしれない。しかし 300 年代には、馬韓が百済国に辰韓が新羅国に発展した。

高句麗・百済・新羅の三国は 300 年間競い合っていたが、600 年代中期に、漢・魏・晋に倣って朝鮮半島の支配をもくろんだ唐が侵入して、朝鮮半島は大きく揺らぐ。唐は、東端に位置した新羅を同盟国として戦い、660 年に百済を滅ぼし（白村江の戦いは 663 年）、668 年には高句麗も滅ぼした。唐は、高句麗の旧都平壤に安東都護府を置き、百済と高句麗の旧領を、それぞれ元の王族を都督に任命して支配することにする。新羅も同様の体制下に置こうとしたが、新羅は抵抗し、唐軍との戦争を有利に展開して百済の旧領を支配下に置く。そのころ西方吐蕃との戦争に直面した唐は、結局、朝鮮半島

の支配をあきらめる。新羅は、のちに高句麗の旧領のうち南部も手に入れて統一を果たす。

こうして、朝鮮半島が戦争を経て新羅に統一された歴史は、考えようとしている倭国から日本国への一見平穏な王朝交代の参考にする事ができない。ただ、統一新羅が州・郡・県の体制をとり、687年にその全域を「九州」に分けたことは参考になるだろう。もう一つ、新羅は、唐の同盟国となつたころ名分として唐に従属的な冊封国になったので、宗主国唐の年号を使用し、独自の年号を立てることはできなかった。このことは、第8節での考察の参考になるだろう。

しかし大局的な概観に関して、朝鮮半島の政治史は日本国成立について重要な示唆を与えている。競争してきた二国を併合して朝鮮半島を統一した新羅王は文武王という諡号を贈られたが、文武大王とも呼ばれる。三国を統一した王として単なる王という呼び名ではつりあわないと考えられたのだ。ちょうど、競争してきた六国を征服して中国を統一した秦王政が、王という称号の代わりに皇帝と名乗ったことに倣おうとしているのだ。すると、隋の皇帝に東の天子と名乗った倭(倭)王は、それに似た地位にあったと考えるべきだろう。朝鮮半島よりも複雑な地形をしている日本列島西部にはある程度自治的ないくつかの小領域があったが、500年代終わりには、それらを支配下に置く覇権を確立した、と推定できる。それが、『隋書』が「自竹斯国以東，皆附庸于倭」と表

現する意味だろう。のちの日本国は、統合の過程にあったその倭国に代わって成立し、統合された国家を完成した、と考えることができる。

v. 国号は王朝の名乗り

この節でもう一つ見過ごしていけないことは、中国の秦・漢・魏・晋……隋・唐はそれぞれの王朝が名乗った国号だということである。朝鮮半島の高句麗・百濟・新羅もそれぞれの王朝が名乗った国の号である。日本列島にあった倭国と日本国の国号もこの視点から見なければならない。日本国については、日本側の名乗りを唐の側で受け入れたのである。つまり、外交において、日本と唐のどちらも同じ国号を使用したのである。だから、倭国という名も中国側の呼んだ国名とだけ考えてはいけない。倭国の側でも、自分の国号を倭と名乗ったのだ（そうすると隋と国交をむすんだ倭国の号が問題となるけれども、隋の直後の唐も隋以前の中国王朝もすべて倭国と表記するから、国号の変更ではなく、漢字表記の問題と考えられる）。上で考えた東アジアの国々で王朝の交代なしに国号を変えることはなかったのだから、唐の時代に、日本列島の国の国号が倭から日本へ移行した理由を解明することは、この点からも避けてはいけない課題なのである。

第7節 国号と王号から『記・紀』を探る

前著でも本書でもこれまで深入りを避けてきたが、倭国から日本国への移行をさらに究明するには、日本列島に残る史料『古事記』と『日本書紀』を具体的に読み解く作業をするほかに道がない。その作業には、『古事記』と『日本書紀』の史料性格をおさえておくことが必要だろう。

両書の書名を中国の『史記』および『漢書』以降の史書と対照させると、「記」と「書」の文字がそれぞれ対応している。対応は意識されていたと思われる。つまり、中国史書の書き方を手本にしたと考えなければならない。もちろん、『日本書紀』の「日本」は、『漢書』・『晋書』などの先頭にある国号を表示する。うしろに「紀」の文字が加えられているが、中国の史書にある「伝」を欠いて、各王の時代の出来事をつづる「帝紀」に当たることを意味するだろう。

『記・紀』が史料としたはずの書き物は残されておらず、『記・紀』が残存する最古の“日本語”の書籍である。失われた書き物を含めそれらの書籍が記されていった過程は、日本語表記法の開発の歴史とすることができるだろう。日本語を音韻体系と文法の異なる中国語の文字で表記する試行が、日本語の発展の重要な側面をなしたはずである。『古事記』の序文がその事情を語っている。『記・紀』は後代に続く日本語表記法の見本でもあるのだ。中国語の文法どおりに漢字を羅列して表記し、返り点などの補助記号で日本語のように

訓読みする方法も開発された。表記法の開発は、日本語に影響を与えただけでなく、中国語の概念を日本語に注入しあわせて中国の思想も移入させた、と考えなければならない。前節で中国の史書を読み政治思想を予習したのは、そういう考えからである。

『記・紀』という史書の性格を、太安万侶がすでに『古事記』巻頭の序文で表明している。天武王(673～686 年)が、諸家にある「帝紀」や「旧辞」に「正実に違い虚偽があるのを改める」ように指示して、史書の編修が始まったのである。

『古事記』の完成は712年で、今考察しようとしている倭国から日本国への移行がすでに完了していた時期である。大和の王の名が初代から天皇と表記されていることを忘れないでおこう。もし倭国の「帝紀」や「旧辞」があったとしたら—中国史書が制度の整った国として記述した隋・唐代の倭国にはそれが存在したはずだ—、その「あやまりを改める」のは、歴史を書き変えることにほかならない。720年に完成した『日本書紀』の編修は、個人の編著である『古事記』とはちがって、日本国の重要な事業として遂行された。史書というよりも、王朝の公式見解を確定する文書という性格が強い。記述量でも『古事記』を圧倒するが、そのたくさんの史料はどこにあったかが問われなければならない。

『史記』「斉太公世家」に、春秋時代の斉で重臣崔杼が主

君を弑殺したことが載っている。史官(記録官)が「崔杼弑君」と記録したので殺したら、弟の史官がまた同じ文を記録したので殺し、同様に次の弟の史官も殺したが、末の弟が同じ文を記録した四度目には、さすがの崔杼もあきらめてそのままにした、という有名な話である。もちろん、中国の史書がいつもそのように厳正な姿勢で書かれたとは言えない。日・中・印の典籍を比較した富永仲基が中国人には「誇張のくせ」があると判定しているから、中国史書にも尾ひれがついて虚偽があっただろう(『記・紀』には「日本人の隠すくせ」が潜むと考えなければならない)。さらに、王朝の、また記録者や編著者の利害が関係する場合には手が増えられた、と観なければならない。しかし、史官の守るべき上の原則がよく知られていたことや、王朝の滅亡後に前史を編修するという慣習が、中国史書の記述をかなり客観的なものにしただろう。とくに、海外にある日本列島のことを記述する「伝」は、利害にかかわらないので信頼できると考えてよい。

中国史書と『記・紀』の史料としての質の差をはっきりと示すのが、第5節で論じたように、『隋書』と『日本書紀』にある隋使と倭(倭)国王の会見記事である。隋使が倭国王に会見したことは疑う余地がなく、その倭王は男性だった(国書の署名も男性名)。他方、王統紀を記すことを主目的とする『日本書紀』は、その期間の大和の王が女性だったと書く。もし、隋使が会見した王が女性だったらそれを書かないことはありえない。両書の史書としての信頼度は歴然としている。

『日本書紀』は、『隋書』を前にしては、大和の王統が倭国の王でなかったことを認めざるをえないのである。

以上のことを念頭において、この節ではまず、国号・王号と年号を『記・紀』がどのように記述しているかを注意深く見ていこう。

i. 『古事記』に出る「倭」と王号

ここまで現在の奈良県地域にいた王を言うのに「大和の王」と表現してきたが、国号の問題を考えるとときにはふさわしくないだろう。以下では古い時代の奈良県地域をカッコつきで〈大和〉と書いて記号として扱うことにする。「大和」は新しい表現で古くは「大倭」と表記されていたようである。しかしそれも、唐を大唐と表現する中国流の権威主義に染まってからのことで、最初は「倭」と漢字表記していただろう。ところで、「やまと」という日本語を倭という漢字に表わし、逆に、倭という漢字を「やまと」と訓むという習慣には経緯があって、もともと漢字の倭は中国史書の記述した倭国の倭を表わしていたと考えられる。

まず、古い方の『古事記』で倭という文字がどのように使われているかを探ることから始めよう。さいわい、情報の電子化が進んでいる現在、古い文献も電子化されていて検索が容易になった（電子情報を適切に活用するための心構えとして、

邪馬壹国と邪馬臺国の表記にある「壹」と「臺」が書写によって混乱したかどうかを、版本『三国志』の全体にわたって調べた先学の努力を想起しておくのがよいだろう）。

序を除けば、神代を語る上巻には倭という文字は6回しか出ない。そのうち、上巻先頭の「大倭豊秋津嶋」と末尾の「神倭伊波礼毘古命」は後代の影響が考えられ、註に出る後代の人名にある二つの倭も古い時代のことを教えてくれない。地域名として場所を指定していると考えられる倭は二つある。一つは大国主神が出雲から倭の国へ旅立ったという段で、彼と妻の歌のあとに続けて「胸形の奥津宮にます神…」という語が来て、胸形は九州にある固有地名だから、この倭の国は九州を指すだろう。もう一つは、大国主神が国を治めるのを助ける大年神の言葉「倭の青垣の東の山の上にいつきまつれ」に出る倭である。すぐあとに、その神は「御諸(みもろ)山」の上にます神のことだとする語句がくる。従来の解釈では、御諸山は三輪山のことだとされ、この部分は<大和>に結びつけられてきた。だが、うしろに続く文に固有地名と思われる語はなく、御諸山は三輪山だとする解釈は中巻の説話による後付けで、必ずしも成立しない^(*)。「倭の青垣」は特定の地域を指定するには力が弱い。前者の大国主神が行ったという「倭の国」という表現ものちの時代のものと考えらるべきだろうが、その「やまと」は九州方面を指している。

(*) 中巻の初代神武王のところでは三輪の大神を大物主神と呼び蛇神のように語る。上巻の古い神話に出ない神で、穀物

神である大年神と質を異にする。大物主神は第 10 代崇神王のところにも出てきて、そこで三輪山が御諸山と書かれるのである。第 4 節 i で概括したように上巻の神話は九州北部で形成されたのに対し、中巻の三輪の大神の説話は、大年神が出てくる大国主神の説話とは別もので、現地〈大和〉でつくられたと考えるべきだろう。日本語の「もろ」は二つないし多くという意味だが、三輪山周辺には今でも「みむろ」という言葉が残っている。「むろ」は山にある岩窟を意味し、三輪山のアニミズムの対象が磐座だったことを考えると、三輪山は「みむろ山」と呼ばれたと推定できる。「みもろ山」は「みむろ山」ではないだろう。〈大和〉で目立つ三輪山が現地で大物主神の説話を生んだと考えられる。『古事記』では初代王のところで語られるのだが、蛇神である大物主神が『日本書紀』では 10 代王のところに登場し、箸塚の名まで登場する。大物主神の担う表象は大国主神や大年神とは異なっており、別系統の神と考えるべきである。大物主神の説話は変奏されるうちに、名にある「大」をゆかりに、大国主神と大年神の神話に接続されるようになったのだと考えられる。

中巻のいわゆる神武王から開化王まで 9 代の王のところで、註に 1 回出る「倭国造等の祖」を除けば、19 回出る倭はみな王かその子の名に付いている。それらの王の名は重要だと考えられるので、整理して示そう。あとで比較するので、『日本書紀』と対照させて表示する。

表4 <大和>の初期9代の王名

『古事記』の王名	『日本書紀』の王名
1代 神倭伊波礼毘古命、	1代 神日本磐余彦天皇
2代 神沼河耳命、	2代 神淳名川耳天皇
3代 師木津日子玉手見命、	3代 磯城津彦玉手看天皇
4代 大倭帶日子鉏友命	4代 大日本彦耜友天皇
5代 御眞津日子訶恵志泥命、	5代 觀松彦香殖稻天皇
6代 大倭帶日子國押人命、	6代 日本足彦國押人天皇
7代 大倭根子日子賦斗邇命、	7代 大日本根子彦太瓊天皇
8代 大倭根子日子國玖疏命、	8代 大日本根子彦國牽天皇
9代 若倭根子日子大毘毘命、	9代 稚日本根子彦大日々天皇

初代王の名の「倭伊波礼」以外に「倭の〇〇」という二段地名に似た形は出ない。3代・5代王の名に「師木」・「御眞津」と地名らしいものが出ているけれども、「倭の〇〇」という形ではない（2代王の「沼河」も地名か？）。したがって、1代～9代の王名からは、<大和>に「やまと」という地名があった明確な証拠はない。

『古事記』はこれらの王が「天の下」を治めたと書くが、中国史書が倭国と呼んだような国家と見なせるほどの記述はない。あったとしたら書くはずの金印のことも記さないの、金印の伝承すらなかったのである。『古事記』の記す初期の王は、小地域を治める首長と見なすのが妥当だろう。す

なわち、『漢書』が倭に百余国あるとし、『三国志』が三十国ぐらいの国名を挙げ、『後漢書』がそれらの国はみな王と称すとしているのに相当するような首長と考えることができる。〈大倭〉は九州北部から離れているが、『古事記』や『日本書紀』で初代神武王は長い説話で語られ、九州島から来たというその主張を一概に無視してはいけないだろう。

そうだとすると、神武王の名にある「倭」は、出自を表わしている可能性が高い。同様に、第5代を例外として4代～9代の王名にある倭も出自を示している可能性がある。この解釈は、7代～9代の王名に「倭根子」が現われることによって補強される。なぜなら、「根子」という言葉に意味があるとすれば、倭根子は倭にルーツをもつという出自を表わしているだろうから。「倭根子」が王の美称として用いられる例を後代に見るだろう。

倭が「大倭」と表わされているのを、『三国志』の「国々に市があつて〈大倭〉をしてそれを監督させている」の記事に結びつける誘惑にかられるけれども、『日本書紀』が大倭を大日本と表記するのを見れば、大は倭を修飾する美称と考えておくのが順当だろう。美称という点に関して、初代と2代の名の先頭の「神」は、上巻で語ってきた神代との接続を表現して権威を示すものと見える（実際に『日本書紀』では、神武王の諱を神代に出る「彦火火出見」と同名のように記す）。3代目からは、「日子」が日神の子孫を意味する尊称なのだろう。

王名にある倭がもともと初代王の出身地を意味していたとしても、7代王の娘が「夜麻登〇〇ひめ」、9代王の娘が「倭〇〇ひめ」と呼ばれるようになれば、「やまと」が王のいる地域の地名をも意味するようになっていった、と見る事が可能である。

第10代崇神王になると名に倭の字が消えて、第14代仲哀王までそうである。尊称は「日子」だけになり、継承と王のあり方に変化があったことを示唆する。ただ、子の名に倭がついて出自を表わすようになっている。11代王のところに、「倭〇〇」という二段地名の形が二度出てくる。また、12代王のところの「倭建(やまとたける)命」説話で、歌に出る「夜麻登」と、熊曾征伐譚で「大倭国」の勇者という名をもらったとする箇所倭は地名と考えられる。そして12代仲哀王に続くいわゆる神功(息長帯日賣命)が<大和>に行くところでは、「倭に向かう」と書かれる。<大和>に「やまと」という地名が定着したと考えることができるだろう。

ところが、倭建命の子仲哀王の子とされる15代応神王(品陀和氣命)から25代王までの名には、「日子」の文字がなくなる。応神からの王家がそれ以前の系譜と異なることが名に現われていると思われる。記述量の多い21代雄略王の子である22代王の名には、7代～9代の王と同じく「倭根子」が含まれている。復古によって権威を求めたのだろうか。22代王のあと、雄略王に父を殺された同じ王家の兄弟が王位に

就いたとされ、「大倭根子」の称号は引き継がれなかった。

しかしこの王統は、〈大和〉の外から来た 15 代応神の五世の孫に王位を奪取される。その 26 代継体王からの“新王朝”では、『古事記』に記される 33 代推古王(豊御食炊屋比賣命)まで、文の量が少ないこともあるが、倭の字は一度しか現われない。一つだけの倭は 26 代継体王の妃の一人の名「倭比賣」に出るだけである。その「やまと」はその女性が〈大和〉の人であることを示すと考えられる。新王家のどの王の名にも「日子」も「倭」も出ない。やはり、王の名に系統が変わったことが現われているのだろう。新王家は、最初期の王統の権威に頼らなくなったと考えることができる。ただし、母を通して前王家の血を引く 29 代欽明王の名は「天国押波流岐廣庭」とされ、「天」は、高天原を連想させて天神の子孫を表わそうとしているのだろう。『古事記』は、欽明王に対してだけ、「命」とせずに天皇(すめらみこと)と呼ぶ。のちの王統はこの王の直系とされるから、編修の時期に修飾されたと考えられる。

以上、『古事記』に出る倭の文字に注目して考察したが、そこに倭が一つの国家を意味しているという痕跡を認めることはできなかった。後漢や魏から倭王の称号を与えられて二度金印をもらい(金印には「委」と「倭」の文字が彫られており、さらに「倭」の文字が書かれた文書も添えられていたはずである)、それが倭国の領域で権威を高めたと考えら

れるのに、それに関連することは書かれず、王号にそのしるしは現われないのである。〈大和〉の王たちが巨大な古墳を築いた文明の進んだ時代、中国南朝から「使持節都督…倭王」の称号をもらい、先進の中国の政治思想と手法をとり入れつつあったはずなのに、王たちの事績を記した『古事記』にその痕跡が現われていないことはやはり不可解である。

これに対して前著を受けた第1章の議論は、改めて、中国史書の記述する倭国が九州北部にあったという結論を確認した。その立場から、倭国が列島でどう呼ばれていたかを考えてみよう。金印「漢委奴國王」の「委」は『後漢書』に書かれた「倭奴」の「倭」を意味している。その時代には、「倭」の音は「wi」に近かったことが知られる。時代が経つとそれが「wa」の音に近づいて、「倭」が「わ」と読まれるようになったのである。それは、『古事記』で「倭」が「わ」の表音文字としても使用されていることで確認できる。

それでは、「倭」の訓読みが「やまと」になった理由はなんだろうか。それも中国史書が教えてくれる。『三国志』は、200年代の倭国の中心地域の国名を「邪馬壹」国と書く。それは、現地の呼び名を漢字の音で表現したものである。「邪馬壹」の発音を子音部で表わせばおおよそ[y*m*y*]に近かったと考えられる（「壹」の先頭子音[y]は「倭」の先頭子音[w]と違う）。400年代南朝宋の時代に『後漢書』を編修した范曄は、「邪馬壹」を「邪馬臺」と表記したが、倭国の中心部

が後世の太宰府に移動して倭国側での呼び名が変化したせいで、というのが前著の主張である。この判断は、『隋書』が倭国の都を「邪摩堆」と書き、670年代の唐代に『後漢書』に加えられた註が「邪摩堆」と書いたことによって支持される。三字目の漢字「臺」と「堆」の先頭子音は [t]（ないし [d]）に近かったらしい（ちなみに「倭」の先頭子音は [t]）。したがって、古墳時代の倭国の都は現地の発音で [y*m*t*]、つまりおおそ「やまと」のように呼ばれていたと考えることができる。これが、漢字「倭」を「やまと」と訓読みし、逆に、都の地域名「やまと」を漢字で「倭」と表記するようになった理由だろう。ところが、歴代の中国史書はみな倭国が九州島にあったように記述する。また、『古事記』上巻の神話で大国主神が行った「倭の国」には九州の宗像があった。中国人が倭と呼び倭人が「やまと」と呼んだ地域は九州島にあったのである。

ii. 『日本書紀』の「倭」と王号の表記

それでは、おそらく『古事記』の書き方が国家の史書にふさわしくないと判断されて、改めて編修された『日本書紀』は上で見た時代をどのように記述したのだろうか。ここでわきまえておくべきことは、『日本書紀』は「日本国」の歴史を国家の事業として編修しようとした、ということである。そのことは、端的に初代～9代までの王の名に表明されている。先ほどの表4の右側を見てみよう。『古事記』で「倭」と表

わされていた文字がみな「日本」に変更されている（6代王で大が消えている）。ところが、「日本」の訓読みは「倭」と同じく「やまと」である。この表記の変更は、直接には「日本」が「倭」の代替文字であることを示すが、〈大和〉の地名を倭と表記するようになって以後、そこの王が日本国の王となったとすれば、日本国が倭国と同一で王統も一貫していたという理解へ誘導する。それは『日本書紀』の編者の意識したことだろう。古事記で王の名は、景行・成務・仲哀王と崇峻王を例外として、「命(みこと)」と呼ばれていたのに、『日本書紀』は「天皇(すめらみこと)」と格上げする。

『日本書紀』は倭を日本と書き換えたので、神代に出る倭は3回で、表音の「わ」に使われているだけである。「日本」については、神代上の国生み神話で「大倭」が「大日本」と書かれるのと、「やまとたける」が「日本武」、初代王の名が「神日本磐余彦」と表記されて、数種の「一書」を引用して文の量が増えているので回数が増えている。先に触れたように、初代神武王の王名のあとに「火火出見」が追加されているのが注目される。「ホホデミ」は天孫降臨神話の「ニニギ」の子の名だから、この語は初代王を神話に結びつける役目を果たす。「ホホデミ」は、糸島市三雲南小路遺跡から夏至の日の出の方角にある高祖山の祭神である。前著は「太陽の道」上にあるその遺跡に埋葬された王が倭国の王の一人だろうと推定したが、『日本書紀』は、初代王が筑紫の王の子孫だということをその名に託しているのである。

残るもう一つの「日本」が地域を指定するように使われるが、それは、『古事記』と同じく大国主神の神話中である。大国主神が素戔鳴尊の五世の孫とする一書を引いたあと、二度目の一書で、大国主神の別名を「大物主神」・「大己貴命」などとする。それは三神を同一化するための伏線である。これ以後大国主は大己貴の名で語られ、大物主神は10代王のところで説話に接続される。大己貴神の話として、海から登場した神が「吾は日本国之三諸山に住まむと欲す」と言っただので、そこに宮をつくって居らせた、「これ大三輪の神なり」と書く。海から来た神の固有名を書かないこの書き方は『古事記』とは異質である。『日本書紀』は、その神の日本国之三諸山に住みたい」という言葉にある日本国が<大和>を意味しているとして、三諸山を三輪山に結びつけるのである。続けて、三輪の神の子の一人を初代王の後とする。ところがすぐに、その女性を事代主神の娘とする別の説も書き足す。第二の説は、2代王の母が事代主神の娘と書かれるのでそれと連絡をつけるためである（どちらの説も、王号の先頭に神の文字をもつ2代王を神の孫と主張できる）。大物主神は、10代王のところで、『古事記』と同じく三輪山にすむ蛇神として登場するが、先述のように神代の神話とは異なる説話として<大和>で生まれたのだろう。神代上で固有名も書かれずに登場する神は本来『古事記』の言う大年神だった、と考えられる（大国主神＝大己貴命＝大物主神とするのは矛盾を孕んでいるが、その等式に大年神まで加わると矛盾は極大になる）。注意すべき

ことは、『古事記』にあった大国主神が宗像の方へ行ったという話が省かれていることである。これらのことは、『日本書紀』では、もとは神代の神話を〈大和〉で独立に生まれた説話と結びあわせる操作が行なわれたことを推測させる。大国主神と大年神を〈大和〉に関連づけることには無理がある。

この段落で分かったことは、『日本書紀』には、『古事記』よりも記述量を増やして、多岐にわたる説話や記事を整合的に秩序づけて書こうとする傾向があるということである。

初代王のところに出る「倭」と「日本」をもう少し検討しておこう。「倭」は、「倭直部」・「倭国磯城邑」・「倭国造」と註の発音指定の「倭」の四つである。前の三つの「倭」は、制度が整っていった後世の用法で、〈大和〉を表現しているだろう。中国史書の言う国家としての倭国ではない。「日本」は王名に3回出るほかに、あと二つ出る。イザナギ尊が言ったとされる言葉「日本は浦安国…」と、大己貴神が言ったとされる言葉「そらみつ日本国」である。しかし、これらは神代の巻になくて、初代神武王が亡くなる末尾に書かれている。この二つの語句は、国の名「日本」を導入するために編修の時点でここに置かれたと結論してよいだろう。

2代王～10代王のところでは、「日本」は天皇名に41回出るだけである（一か所、ほかはみな「倭大国魂神」と書いているのに「日本大国魂神」とするミスと思われる箇所がある）。これらの神名や王の子など人名の先頭にある「倭」、そして「倭

鍛部」などは、〈大和〉を表現していると考えられる。

ところが、11代王のところで朝鮮半島関係の記事に、一に云うとして、「日本国に聖皇有り」と聞くという語句が2回、「海に浮かんで日本国に入る」が1回出る。中国や朝鮮半島には600年代まで日本と記述した記録はないから、この日本国は中国史書の言う「倭国」のことだろう。もとは「倭国」と書かれていたのを、『日本書紀』の編者が「日本国」に書き変えたと推定できる。この例は、『日本書紀』が、『古事記』の記述の少なさを補うために、史料を倭国や海外から収集したこと、そして、それを日本国につごうのよいように編修しただろうことを推測させる。同じようなことは神功皇后以後ではもっと観察される。

iii. 『日本書紀』という史料の性格

こういう史料状況に対しては、よほど綿密な分析をするのでなければ誤りを犯すことになるだろう。問題の一例、しかも最も重要な例を指摘してみよう。

それは倭国と隋の外交についてである。すでに述べたように、『隋書』は、当時の倭(倭)国の男性王の名まで記し、隋使がその王に面会したことを記す。対する『日本書紀』はその時代の〈大和〉の王が女性だったと書く。ところが、『隋書』を疑う理由は見つからないし、〈大和〉の王が女性だったことも疑えない。この深刻な矛盾を回避するために、摂政の聖徳太子がこの外交を行なったという説が流布された。けれどもこの説は、『隋書』を疑う

理由が見つからないことを言外に認めて、〈大和〉の側に王としてふるまう男性を当てようとしているのである。論理上解きたい矛盾をほっておいて、二次的な仮説を導入しても本当の解決は得られない。結局、〈大和〉の王たちは中国史書の記述する倭国の王ではなかった、という結論を下さざるをえない。

聖徳太子がこの外交を行なったという説が提出できる証拠は、『日本書紀』に“唐”（本当は隋）との外交を記述した部分があり、具体的に応接・面会のような書まで書いてあるという点だろう。しかし『日本書紀』のその記事は、『隋書』に書かれた「倭国の王が王名の書かれた国書を隋の皇帝に送った」という記事を否定することはできない。だから、国書の署名や隋使との面会などすべて男性の代理人が行なったとせざるをえないのである。しかし、そのような仮説は、国家と国家のあいだの外交のあり方を無視するもので、歴史学の採用すべき方法ではないだろう。隋は政府・官僚制度の整った帝国で、『隋書』の記す倭国も位階制度などをもつ当時としては立派な一国だったのだから。

もう一つ残るのは、倭国は別のところにあったけれども、隋の使者は〈大和〉の王のところにも行ったという解釈である。しかし隋は、東北部の高句麗と戦っていて、次代の唐のように朝鮮半島への進出を視野に入れていた。そういう情勢のとき倭国から使節が来たので、隋は海峡の対岸の国へ応答使を派遣することにしたのだ。だが、応答使を派遣するつい

で、朝鮮半島情勢に影響の少ない東にある<大和>の王のところにも使者を派遣し、国書を渡すという外交は、大義名分を重ねる中華帝国のやり方ではない。交通事情が進歩して簡単に寄り道できる現代とはちがうのである。

すると、『日本書紀』にある隋使の応接・面会の具体的な記述はどのようにして書くことができたのだろうか。創作でないとすれば、倭国に保存されていた文書ということになるだろう。ところが、『日本書紀』の隋使応接の記述は近畿地方の地名を一つ二つ含んでいて、解きほどきにくい構成をしている。『日本書紀』のたくさんの記事はたいていそういう構成になっているので、<大和>の王権に固有の資料や伝承とほかからの引用との識別が手に負えないほど複雑なのだ。こうして、『日本書紀』が組み立てている“歴史”を解析することが困難になっているのである。

その密林で道に迷わないようにしなければならない。

第8節 王号と年号が明かす秘密

i. 王号が教えること

第7節で初期の王号について議論を加えたが、ここで、『古事記』が書く33代推古王までの和風号を全体的に考察しよう。『古事記』では、初代王と2代王の名の先頭に神がつき、3代王～14代王までの名には「日子」がついて（11代王では

毘古となっているけれども）、それは「日神」の子という意味の尊称だと考えられる。ところが、15 代応神王からは、22 代清寧王に「大倭根子」を例外として、その名に初期の王たちにあった尊称が現われない。

もう一つ例外的に、29 代欽明王が「天国排開広庭天皇」と呼ばれて名の先頭に「天」がついているが、天照大神からの地神五代の名の先頭に以下のように「天」がついていることに関係するだろう。『日本書紀』「神代」で、地神初代の「天照大神」、長子で二代目を継いだ「天忍穗耳尊」、その子の三代目「天津彦彦火ニニギ尊」には名の先頭に「天」がつく。四代目は『日本書紀』では「彦火火出見尊」としか書かないが、『古事記』は「天津日高日子穗穗手見命」と書いて「天」が先頭についている。五代目の「ウガヤフキアエズ」の名に、『日本書紀』では「天」がついていないが、『古事記』では先頭に「天津日高日子」とあり、やはり「天」がつく。

この文脈では、ニニギからの地上の王の名の「天」は高天原の神につながることを表現している、と考えることができる。実際に、歴史上の王がそれを主張するために高天原の神話を利用したと考えてよいだろう。『日本書紀』では、人代になっても、第 4 代王のところに皇后の名が「天豊津媛命」とあり、第 6 代王の名を「天足彦国押人命」と書いている箇所がある。そのあと第 11 代王の巻の註に古い時代の説話に出る「天日槍」などが出て以降、人名の先頭に「天」のつく例は見つからなかった。古い時代の「天」で始まる人名は、

神代の説話の名残りだろうか。それに対して、29代欽明王の「天国」で始まる王号は、突然現われる点で特異だと言えることができる。

『日本書紀』では、「日子」を「彦」としか書かないが、古事記の「命(みこと)」の代わりに尊称「天皇(すめらみこと)」を用いている。33代推古王までの王名は、漢字表記が異なるけれども『古事記』と基本的に同じである。王名に異変が出現するのは、34代舒明王の皇后で35代王になった皇極からである。それを下記の表5に示そう。『日本書紀』は、38代天智王の嗣子大友王子が即位したと言わず、天武を39番目の王とし、40番目の持統王で終わる。この順番だと、天武王と持統女王の孫で、『続日本紀』の先頭に記述される文武天皇は、41代目ということになる。ところが、大友王子は、明治になって即位していたとされ、「弘文天皇」の諡号を贈られた。その弘文王を39代に挿入する今の数え方だと、天武王からの代数はうしろに1ずれるが、ここでは『日本書紀』のままの代数にしておく。

表5 『日本書紀』と『続日本紀』の34代～41代の王名

34代	息長足日広額天皇、	35代	天豊財重日足姫天皇
36代	天萬豊日天皇、	37代	天豊財重日足姫天皇
38代	天命開別天皇、	39代	天淳中原瀛真人天皇
40代	高天原広野姫天皇	41代	天之真宗豊祖父天皇

第 31・34・35(37)・36 代の四人の王には「豊日」・「足日」・「日足」(足は「足る」の意味) が現われるが、それは日神に関連する尊称で、このころから復古的に王の権威が強められたことを示唆するのだろう。だが、それよりも注目すべきなのは、35 代王から「天」が連続して出現することである。王の名につけられた「天」は、40 代持統王の名にある「高天原」を意味し、高天原の神々とつながることを表現していると考えられる。『記・紀』はあれほどのスペースを費やして神話を語り古代人の宗教的心性を表現しているが、それは、祭政一致の政治的な価値を認識しているからである。持統王をとくに「高天原」をつけて呼ぶのは、天武王とのあいだの孫文武天皇との関係が、天照大神と地上の最初の王「ニニギ」との関係に相似であることを表現しているのだと、わたしは考える。

重要なのは、35 代王から 41 代文武天皇までの名が、「天(あめ)・○○」または「たかまのはら・ひろのひめ」と同一形式で表現されていることである。「天」の次に区切りを入れたのは、『日本書紀』が「あめの」という読み方をせず「あめ」と読むからである。たとえば、36 代孝徳王の名「あめ・よろづとよひ」を 34 代舒明王の名「おきなが・たらしひひろぬか」と比較してみよう。岩波書店の『日本書紀』(日本古典文学大系)の註が「息長」は地名としている。だから、「息長・○○」の「息長」は、「足利・○○」の「足利」に当たり、

人の名乗りで用いる氏であることになる。したがって、王名「天・〇〇」の「天(あめ)」は姓でもあることが判る。

すぐに、『隋書』の有名な語句「倭王ノ姓ハ阿每、字ハ多利思北孤」が思い浮かぶ。この王の名は「あめ・たりしほこ」だろう。『旧唐書』も倭国の王の姓を「阿每」と書くから、倭王の姓は「あめ」なのである。前著で示したように、『記・紀』の記載する神話の原型は福岡都市圏でつくられたのだから、筑紫に都のある倭国の王の姓「あめ」が高天原すなわち「天」を指すことは明らかである。(『隋書』の記した倭王の名「多利思北孤」の発音「T*r*s*h*k*」が、<大和>の 34・35(37)代王の名にある「足日」・「日足」の例のように、「足りし日子」に通じるものである可能性は高い)。

そうすると、<大和>の王は、それ以前には「あめ」という姓を名乗っていなかったのに、35代皇極王から倭国王と同じ姓「天(あめ)」を用いるようになったのである。このことは、少なくとも 35代よりも前の<大和>の王が倭国の王ではなかったことの一つの証しとなる。古代の中国では、姓は同一の祖先から出た血族を指し、そのなかの一部の支族を指すのに氏が用いられた^(*)。

(*) たとえば、『史記』記載の「斉太公世家」の始祖太公望呂尚の「呂」は氏で、本姓は「姜」。源頼朝は朝廷から「源氏」の「氏(うじ)の長者」と認定されて征夷大將軍の位に就いた。將軍源頼朝の武士団に対する權威は清和天皇の子孫で

あることに負っていたが、中国流に言えば、彼の本姓が天皇家と同じだからである。源氏の一族だった足利高氏は「尊氏」の名を授けられ、「源氏」の「氏の長者」になって征夷大將軍に就任した。徳川家康が征夷大將軍になるにも、源氏の血筋であるという家系図が必要だった。あの徳川光圀が源光圀と署名した文書が出雲大社に展示されている。

今加えた註は余計なことではない。歴史上、名乗りに用いる氏が重要な意味をもつことを教えている。〈大和〉の王が当時の宗主国倭国の王と同じ姓を名乗るようになったことは、倭王の同族になったことを公的に示し、地位の重大な上昇があったと考えることができる。ヨーロッパ流に言えば、倭国の王位継承権に近づいたと推定させる。その推定が誤りではないことが、文武天皇の姓名「天之真宗豊祖父（あめのまむね・とよおおじ）」によって確認できる。「宗」は宗家の「宗」である。それに真までついている。「天之真宗」は「天」姓の宗家になったことを意味する。つまり、「天」姓の宗家であったはずの倭国の王家に代わって宗家の地位に就いたのである。それは、言い換えれば、倭国王に代わって日本列島の新しい宗主国の王の地位に就いたということだ。

天皇号が用いられたことが確実な人は文武天皇である。姓である「天」のうしろに修飾語をつけて「天之真宗」と呼ばれたのは、同時代の唐の皇帝が「○宗」と呼ばれたことから影響を受けているのだろう。天皇号については、『隋書』が

607 年の倭王「阿每多利思北孤」からの国書に「日出_{スル}処_ノ天子、書_ヲ、日没_{スル}処_ノ天子_ニ致_ス」と書いているのが参考になる。倭国王は 600 年代初頭から天子と称していたのである。文武王が天皇と呼ばれるようになったところを見ると、それ以前に、倭国の天子の称号が「天皇」だった可能性が高い。654 年に倭国がコハクとメノウを献上したときの唐の皇帝高宗は、『旧唐書』では「高宗天皇」と表現されている。倭国では「天(あめ)」が古来の信仰に結びついていたから、「高宗天皇」という帝号は倭王の称号を「天皇」とするのにながらあっただろう^(*)。

(*) 新羅が 670 年代末に朝鮮半島北辺を除いて統一を果たしたときの王は文武王と呼ばれた。日本列島を以前よりも統合した日本国の天子になった文武天皇の諡号「文武」は、新羅の文武王の名を参考にした可能性がある。文武天皇の名は、淡海三船が<大和>の諸王の諡号を一括して追贈したよりも前から存在した。新羅と日本の二人の「文武」という王号は、『旧唐書』「本紀第二 太宗上」の冒頭が太宗の帝号を「太宗文武大聖大広孝皇帝」と書くことを参考にした、と考えられる。第二代太宗李世民は唐建国の立役者と見なされた。

こうして、第 6 節で学習した中国の規範からすれば、文武天皇が、倭国から天皇位を譲り受けたということになるだろう。いわゆる禪譲である。われわれは、倭国から日本国へ移行した年をほぼ見つけたようだ。

推論はこれで終わらない。先ほどの表 5 に示した 34 代王からの姓名をよく見ると、もう一つ重大な語「天命」が 38 代天智王の名に含まれていることに気づく。中国の政治思想では、王朝は天命によって交代するのである。「易姓革命」(王の姓をかえ、命をあらためる)の「命」は「天命」のことだ。そうすると、天智王の名「あめ・みことひらかすわけ」は、「革命」の開始を示唆しているのである。そのことは次節で具体的に解明することにして、ここでは、天智王は曹操が魏王に登ったのに相当する地位に就いたのだらうという推定を提出しておこう。前著では天智王を天皇と呼んだが、〈大和〉の王統で文武王が最初に天皇位に就いたという上の判断からすると、それは誤認だったようだ。中国の王朝交代の範例に則って考えれば、文武王のときに天皇位に就いたが、それより前に天智王が天皇に準ずる位に登っていたというのがここでの推定である。

〈大和〉の王家が倭国王と同じ姓「天(あめ)」を承認されたあとで天子の位に就いたとすると、それは、言葉の正確な意味で「易姓革命」ではない。しかし、長い歴史をもつ中国には、交代した王朝が同姓だった例がある。南朝斉の皇帝の姓は「蕭」だが、斉王朝から帝位を奪取した梁の武帝は、斉の「蕭」氏の同族だった。その交代も前後の王朝交代劇と同じやり方で実行され(同じく前帝はまもなく殺された)、やはり

禪譲と呼ばれる。倭国から日本国への移行は、斉から梁への移行と同じく「易姓」ではないが、中国の政治思想の言葉で、天の命じた「革命」ということになる。

ii. 年号が教えること

東アジアで、年号の制定は自立した国家かどうかの指標となる。一般に世界のどこでも、古くは年数を「〇〇王の何年」という形式で記録してきた。そのやり方を変更して元号(年号)で数えるアイディアが生まれたのは、漢の最盛期をもたらした武帝の治世の途中である。さかのぼって武帝即位の年の元号を「建元」(元_ヲ建_ヅ)とし、元号を実施した年までの期間にいくつかの年号を名づけて改元を重ねた形にした。以来中国で皇帝を立てた国ではそれを継承して年号を制定する慣例ができた。朝鮮半島で連続して年号を制定したことが記録に残っているのは新羅で、536年の最初の元号はやはり「建元」である。新羅よりも早くから発展した高句麗では、400年前後に年号を制定していたことが碑文から分かっている。しかし、高句麗が滅ぼされたあと新羅の支配下に置かれて記録が散逸したので、600年代まであったはずの年号が不明である。百済も年号を制定した可能性が高いが、同じく新羅の支配下に入ったせいか記録が残っていず、不明である。それは、年月を指定するのに、一つの年数の数え方を正規とするのが便利だし(強制でもある)、その使用が別の王朝が制定していた年号を埋没させたからだろう。日本国が倭国とは別

の国家だとすれば、同様のことは日本列島にも当てはまるのではないだろうか。

『日本書紀』は、巻 25 の 36 代孝徳王のところで、「天豊財重日足姫天皇四年を改めて大化元年と為す」と書いて、年号が始まったように書く。この 17 文字の記事によって、日本では 645 年に元号が制定されたとされている。その 17 文字は「皇極王四年六月」に起きた孝徳王の即位のいきさつを語る段落の末尾に添えられているのだが、年号「大化」は次の段落の先頭にもう一度「大化元年秋七月…」と出るだけである。ところが、巻 24 の皇極王四年六月には「大化」の文字は現われない。皇極王の同母弟孝徳王への譲位は、中大兄(のちの天智王)の兄で王太子とみられる古人大兄(こちらには大兄の前に中がついていない)を王位継承から排除する意図で実行された。その緊迫した政変の状況下で、はたして元号を建てるという晴れがましい行事が行なわれただろうか。仮に政変の計画にあったとしても、元号を初めて制定するなら、新しい王孝徳の即位と同時にするのが政治の手順だろう。

巻 25 「孝徳紀」はまた、うしろの方でいきなり「白雉元年正月一日…」という記述で始めて、その「白雉」という年号のいわれを説明する。人々の発言を記したあと、詔の文章を示し末尾に「白雉に改元」と書く。この記事は、吉祥があつて改元する中国の範例に倣って「白雉」という年号が決まったことを語るのである。ところが、奇妙なことに斉明王の巻

26 になると年号は出現しなくなる。たしかに、皇極王が斉明王として再度即位した経緯を説明する段落に、「改元四年六月天万豊日天皇_ニ譲位。天豊財重日足姫天皇_ヲ称_{シテ}皇祖母尊_ト曰_ス。天万豊日天皇、後五年十月崩_ス」と書いてあって、最初の「改元四年」が改元をほのめかし、うしろの「後五年」が巻 25 に出る「白雉」の五年間を意味するように見える。ところが次の段落で、年号「白雉」が停止されたとも言わず、年号がなかったかのように「(王の)元年春正月…」と始めて、以下そのまま年数を数えていく。

孝徳王よりも権力を増した王だったと考えられる天智王の巻 27 でも、年号など知らないかのように以前の年の数え方をする。天武王の巻 28 と巻 29 でもほぼ同様である。ところが、亡くなる年の秋七月のところに「改元、朱鳥元年_ト曰_フ」として、さかのぼってその年の先頭で「朱鳥元年春正月…」と書く。そして、九月の条で「朱鳥元年九月_ニ崩_ス」と書く。巻 27 から巻 29 のそこまで年号のことにまったく触れないで、最後にいきなり年号が現われて、しかも「改元」とするのはおかしい。この年号の用い方は、あたかも崩御の年を、知られた年号で明確にするためであるかのようだ。持統王の巻 30 でも、出だしの天武王の亡くなった年月日を記すところで年号「朱鳥」を出すだけで、持統王の統治を語りだすところからは、やはり、以前の年の数え方をする。

国家が元号を制定しておいてその後年号を使用しなくなるというのは、新羅の例のように宗主国から牽制を受けるの

でないかぎり、東アジアの政治規範では考えられない事態である。

さて、登場が『続日本紀』に移る天武王になっても、初めのうちは「文武元年～文武四年」と年次を数える。文武五年に当たる年から始まる巻2になって初めて、「大宝元年」と年号表記になる。その「大宝元年三月二十一日」の条で、「建元 為大宝元年」として「大宝」という元号を建てたこと、そして、「新令」によって「官名・位号の制を改めた」という重要な文章が続く。いわゆる「大宝令」の発布が語られているのである。ここでは、「建元」つまり元号を建てるといふ国家の重要事が『日本書紀』の「大化」のところよりも明確な文で示されている。以後、改元をくりかえして年号を制定することが今日の日本国まで続く。正規であろうとする国家は、年号の制定のような国家の重大事に対してこのように一貫した行動をするのである。

漢と新羅の最初の年号が「建元」だったことが教えるように、建元はその国で初めて元号を建てたという意味で、改元とは異なる。『続日本紀』の建元という言葉は、日本国で初めて元号を建てたということ、それ以前に年号を制定したことはなかったことを意味する。言い換えると、『続日本紀』は、『日本書紀』に出る三つの年号を制定したのは日本国ではなかった、と認めているのである。『日本書紀』の中途半

端な年号使用は、そのころの〈大和〉の政權が元号を制定できる正規の国家ではなかったことを露呈していたのだ。

東アジアの政治規範からすると、建元は、帝国（もしくは王国）の主権者が行なう行為である。すなわち、元号を建てた文武王は天子の位に登ったということである。この推定は、文武王が「天(あめ)」姓の真宗になったという小節 i の推定に一致する。したがって、大宝元年（701 年）に、文武王が東アジアの政治規範上正式に天子になり、主権国家として日本国が成立したと結論することができる。

この到達点から年号のことを考察しなおしてみよう。魏王曹操は実力の上で漢の皇帝よりも勝っていたけれども、年号を制定する権限をもてなかった。同様に、文武天皇よりも以前の〈大和〉の王たちには年号を制定する権限はなかった、と考えるべきなのだ。それでは、『日本書紀』が記録した年号「大化」・「白雉」・「朱鳥」は何だったのだろうか。

改めて年号「大化」について、36 代孝徳王巻 25 の記述「改天豊財重日足姫天皇四年爲大化元年」を見なおせば、「大化」は『日本書紀』に初めて現われる元号なのに、『続日本紀』のように「建元」とせずに「改元」と書いている。この語句は、単純に、皇極王四年に改元があったことを意味するだけなのだ。年号「大化」は改元によるもので新たに建てられた元号ではないこと、そして、それ以前に年号を制定していたという記述が『日本書紀』のどこにもないことは、元号制定

の主体でもなかったことを明かしているのである。³⁷ 代斉明王巻 26 に出る「改元四年六月」を、岩波書店『日本書紀』は、「元(はじめのとし)を改めて四年の六月」と読んで皇極王の治世になって四年と解釈し、もう一つの解釈「(大化に)改元して四年」は註に書くだけである。次の段落の先頭で年号制定以前の年の表現「元年(はじめのとし)春正月…」にもどると整合性を与えるためには、そちらの読みの方がよいのである。こうして、年号「大化」が<大和>で初めて制定されたという解釈には、根拠があったわけではない。

「白雉」の方は、年号のいわれについての記述が次のような問題点を浮かび上がらせる。白雉が献上されたとき発言した人のなかに百済の王子豊章の名が出る。百済の王子豊章とは、長いあいだ倭国で人質として暮らしていたが、660 年に百済が唐軍に滅ぼされると帰国して再興を試みた人である。豊章の率いる百済軍と倭国の援軍が唐と新羅の軍と戦ったのが白村江の戦いである。『旧唐書』も朝鮮半島に残存する史料も、豊章に援軍を送った国を倭国とする。このことからすると豊章はその倭国にいたのである（『日本書紀』は豊章が<大和>にいたとする）。すると、白雉が献上されたのもその倭国で、「白雉」という年号に改元したのもその王が天子と称していた倭国ということになるだろう。この解釈は、文武天皇よりも前には<大和>の王に年号を制定する権限がなかったという上の結論を支持する。

碑文や内外のいくつかの文献によって、日本列島には『日

本書紀』に現われない年号が「大宝」以前に存在した痕跡が知られていて、年号の問題はさらに綿密な検討を必要とするけれども、上の考察は、『日本書紀』に中途半端に出現する三つの年号を制定したのは、その時代に天子と称していて元号を制定する権限をもっていた倭国王である、という結論に導く。この結論を採用すれば、14年間年号なしで記述してきたのに、巻29「天武王 下」のおしまいになって天武王が亡くなった年を「朱鳥元年」と書いて「九月に崩じた」としたのは、通用していた年号で死亡年月を表現するためだった、と納得がいく。

ここまでの議論は、われわれを、倭国から日本国への移行も中国の禪譲方式で実行されたという見方に引き寄せる。しかし、『続日本紀』には「建元、為大宝元年」と書かれていて、中国の禪譲では新王朝の元号制定が「改元」だったことと矛盾する。だから、それを禪譲と呼ぶことをためらう人があるかもしれない。たしかに、「建元」という言葉の調子は強い。ところが、長い歴史を重ねた中国にはさまざまなことが起き、じつは次のような事例があった。

南朝宋から齊へ移行した479年、新王朝齊は最初の元号を「建元」としたのである。『齊書』「本紀第二 高帝下」の冒頭は「建元元年夏四月…」で始まり、『続日本紀』が「元ヲ建テ、大宝元年ト為ス」と書いて元号を建てたと説明するよりもあからさまに、元号そのものを「建元」と名づけて新帝国

の樹立を宣言している。これでは、漢の武帝の「建元」以来それを尊重して改元してきた伝統を無視しているように見える。しかし、「本紀第一 高帝上」には「宋帝禪位」と「受禪」という言葉があり、前例のように再三固辞し再三要請されて位に就いたことが記述されている。そして、「本紀第二 高帝下」の「建元元年夏四月…」に続く段落の終わりにも、「昇壇受禪」と書かれている。やはり範例どおりの禪譲だったのである。しかも次の段落に「改昇明三年、爲建元元年」と書いて、前王朝宋の年号「昇明」の三年に改元して「建元元年」としたことを隠してはいない。それでも新王朝は、晴れがましい年号「建元」で新体制を顕示したかったのである。

補足すれば、東晋の康帝が帝位を継いだ翌年 343 年、建元という年号に変えたが、『晋書』「卷七 帝紀第七」のその箇所で「改元」と表現している。これは、漢の武帝が元号「建元」を建てて以来改元を重ねても「建元」という年号を再使用しないという中国の慣例を破るもので、齊にとって前例になったと考えられる。華南でこれらの王朝が交代した時代、華北では五胡十六国が乱立したが、漢(前趙)で 315 年に、前秦で 365 年に建元という年号を用いた(Wikipedia による)。ちなみに、禪譲の方式をつくった王莽は「新」帝国を建てたとき「始建国」という元号を建てた。

『日本書紀』に現われない年号が「大宝」以前に使われたことからすると、「建元」や「改元」という言葉は以前から

知られていたと考えてよい。中国との往来がさかんになった600年代、日本列島で中国の政治思想や統治手法がいっそう学習されたに違いない。中国の史書その他の書籍も入手され、そのなかには『斉書』もあった可能性がある。『続日本紀』の「建元為大宝元年」という書きぶりは、元号に「建元」を用いた斉王朝のようなやり方は控えるとしても、「建元」という言葉を使いたかったことを示している。実際には日本国の建国でも、中国の範例に倣った禅譲方式がとられた可能性が高いが、『日本書紀』と『続日本紀』は、富永仲基の指摘する「日本人の隠すくせ」から、背後にあった実態を明かさない。だから、『日本書紀』を読み解くのはむずかしい。

けれども本章の議論によって、われわれは、倭国から日本国への移行の過程を調べるために必要な仮説的理論の骨子を手に入れることができた、と言えるだろう。『日本書紀』の錯綜した森に分け入っても、“木々を見て全体像を見失う”ことなく進んで、本書の課題を果たすことができるだろう。

